



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 6 月 29 日 (月曜日) 第 118 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	
○保安林の指定予定の通知 (4 件) …… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (“) 2	
○道路の区域の変更 (3 件) …… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (3 件) …… (“) 3	
○物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資	

格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する 告示…………… (物品管理調達課) 3	
公 告	
○公文書開示等の状況…………… (総務課) 5	
○個人情報保護制度の運用状況…………… (“) 6	
○職業訓練指導員試験の実施…………… (雇用労働政策課) 8	
企業局公告	
○入札公告…………… 9	
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 14	

告 示

宮崎県告示第 535号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人けんゆう会園田病院	小林市堤3005番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年7月1日から令和5年6月30日まで

宮崎県告示第 536号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市菓子野町9584-10

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 537号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字長原5100-37、5102-3、5102-53、字芳ノ元5159-1から5159-3まで、5160-4

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 538号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡高鍋町大字南高鍋字日置牧9814-1、9815-1から9815-3まで、9887-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに高鍋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 539号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字樽浦 32-3・字囲88-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 540号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡西米良村 大字上米良字樽浦32-3、32-11、字囲88-1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 541号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 29 日から同年 7 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取字小椋大矢取国有林2025林班と1小班から同市同大字同字大矢取国有林2025林班と1小班まで	旧	26.0～28.0	50.0
				新	29.0～44.0	50.0

宮崎県告示第 542号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 29 日から同年 7 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字狼谷1307番2地先から同郡同村同大字同字1307番1地先まで	旧	9.8～31.9	42.0
				新	10.0～33.2	42.0

宮崎県告示第 543号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 29 日から同年 7 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字祝野 本39番45地 先から同郡 同町同大字 同字39番45 地先まで	旧	24.9～ 39.0	36.9
				新	24.9～ 40.7	36.9

宮崎県告示第 544号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 29 日から同年 7 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字下合 鴨1089番7 地先から同 郡同村同大 字 字 鶴 野 1068番 6 ま で	令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県告示第 545号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 547号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(競争入札参加資格審査の申請)	(競争入札参加資格審査の申請)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に	2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 29 日から同年 7 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
34	県道	都城串 間線	串間市大字 大矢取字小 槿大矢取国 有林2025林 班と 1 小班 から同市同 大字同字大 矢取国有林 2025林班と 1 小班まで	令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県告示第 546号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 29 日から同年 7 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字祝野 本39番45地 先から同郡 同町同大字 同字39番45 地先まで	令和 2 年 6 月 29 日

掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はその一部を省略することができる。

- (1) 申請者が法人等である場合 次に掲げる書類
 ア・イ [略]
 ウ 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面

エ～カ [略]

- (2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
 ア [略]
 イ 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面

ウ・エ [略]

オ 破産者でない旨の証明書

カ・キ [略]

3 [略]

（資格の審査及び名簿への登載）

第4条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、別に定める業種の区分に応じ書類審査又は実態調査をして、次に掲げる者以外の者で名簿に登載することが適当であると認められたものについては、これを名簿に登載するものとする。

- (1) [略]
 (2) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 2 項各号（同令第 167条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) [略]

(4) [略]

(5) 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 [略]

（入札参加の資格の取消し）

第7条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する審査会の審査を経て、入札参加の資格を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項第1号、第2号及び第4号に該当するに至ったとき。

(2)・(3) [略]

2 [略]

別記様式第 1 号中

「

掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はその一部を省略することができる。

- (1) 申請者が法人等である場合 次に掲げる書類
 ア・イ [略]
 ウ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

エ～カ [略]

- (2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
 ア [略]
 イ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

ウ・エ [略]

オ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書

カ・キ [略]

3 [略]

（資格の審査及び名簿への登載）

第4条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、別に定める業種の区分に応じ書類審査又は実態調査を行い、第13条に規定する審査会の審査を経て、次に掲げる者以外の者で名簿に登載することが適当であると認められたものについては、これを名簿に登載するものとする。

- (1) [略]
 (2) 第7条第1項第2号又は第3号の規定により入札参加の資格を取り消された者で、その取消の日から2年を経過していない者

(3) [略]

(4) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者

(5) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者

(6) [略]

2 [略]

（入札参加の資格の取消し）

第7条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する審査会の審査を経て、入札参加の資格を取り消すものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に該当するに至ったとき。

(2) 第4条第1項第6号に該当するに至ったとき。

(3)・(4) [略]

2 [略]

申請する営業種目		(1) 物品に関する業種			(2) 役務の提供に関する業務		
種目記号	種目名	主な営業種目	その他の種目		主な営業種目	その他の種目	
—	—	—	—	—	—	—	—
主 な							
取 扱 品 目							
代 理 店 等 の 名 称							

業務内容を具体的に記入してください。
(ただし、1業種12文字以内)

を

申請する営業種目		(1) 物品に関する業種			(2) 役務の提供に関する業務		
種目記号	種目名	主な営業種目	その他の種目		主な営業種目	その他の種目	
—	—	—	—	—	—	—	—
主 な							
取 扱 品 目							
代 理 店 等 の 名 称							

業務内容を具体的に記入してください。
(ただし、1業種12文字以内)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- この告示による改正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条第1項、第7条第1項及び別記様式第1号の規定は、令和2年を登載基準年とする競争入札参加資格から適用し、平成29年を登載基準年とする競争入札参加資格については、なお従前の例による。
- この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定によりなされている申請は、この告示による改正後の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- この告示の施行の際現に存する改正前の要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、令和元年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和2年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 公文書の開示請求の処理状況

(件)

請求書 受 付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ	
3,986	3,834	108	15	38	0	76	4,071

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不

開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

(件)

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	316	2,995	3,311
県 外	268	407	675
計	584	3,402	3,986

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決 定 等 の 件 数	決 定 等 の 内 訳					
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ
総合政策部	11	6	5	0	0	0	0
総 務 部	84	73	7	0	2	0	2

知	福祉保健部	197	156	18	0	12	0	11	
	環境森林部	117	101	9	1	2	0	4	
	商工観光 労働部	28	21	5	0	1	0	1	
	農政水産部	585	567	8	1	3	0	6	
	事	県土整備部	2,655	2,576	28	10	9	0	32
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0	
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	3,677	3,500	80	12	29	0	56	
教育委員会	39	27	8	2	2	0	0		
選挙管理委員会	14	6	4	0	2	0	2		
人事委員会	1	0	0	0	0	0	1		
監査委員	0	0	0	0	0	0	0		
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0		
警察本部長	178	158	13	1	4	0	2		
労働委員会	1	0	0	0	0	0	1		
収用委員会	1	0	0	0	0	0	1		
海区漁業 調整委員会	1	0	0	0	0	0	1		
内水面漁場 管理委員会	1	0	0	0	0	0	1		
公営企業管理者	54	50	1	0	0	0	3		
病院事業管理者	97	87	2	0	1	0	7		
地方独立行政法人	1	1	0	0	0	0	0		
地方二公社	6	5	0	0	0	0	1		
合計	4,071	3,834	108	15	38	0	76		

4 審査請求の件数
3件

5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実施機関	審査請求年月日	公文書開示審査会			審査請求に対する裁決等	
			諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
知事（総合農業試験場外3機関）に対してされた公文書開示請求に係る不作為に対する審査請求	知事	令和元年8月19日	-	-	-	令和元年10月7日	却下
知事（総合農業試験場）が行った公文書開示決定に係る記載内容に対する審査請求	知事	令和元年9月2日	-	-	-	令和元年12月2日	却下
教育委員会（教職員課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	令和2年1月24日	令和2年4月1日	-	-	-	-

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人数	人数	冊数
2,868	1,081	1,213	106

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、令和元年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況

(件)

請求書 受付 件数	決定等 の件数	決定等の内訳					
		開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ
86	96	20	73	3	0	0	0

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決 定 等 の 件 数	決定等の内訳					
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ
議 会	1	0	1	0	0	0	0
知 事	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総 務 部	0	0	0	0	0	0
	福祉保健部	19	6	11	2	0	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光 労働部	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	2	2	0	0	0	0
	県土整備部	4	2	2	0	0	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0
	小 計	25	10	13	2	0	0
	教育委員会	13	9	3	1	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	57	1	56	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	

収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0	0	0	0	0	0
合 計	96	20	73	3	0	0	0

(2) 口頭による開示請求(簡易開示)の実施状況(件)

実 施 機 関	該 当 試 験 数	開 示 件 数
議 会	1	0
知 事	総合政策部	1
	総 務 部	6
	福祉保健部	8
	環境森林部	3
	商工観光 労働部	7
	農政水産部	7
	県土整備部	2
	関係部共管	0
	会計管理局	1
	小 計	35
	教育委員会	5
	選挙管理委員会	1
人事委員会	11	
監 査 委 員	0	
公安委員会	0	
警察本部長	1	

労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
公営企業管理者	1	0
病院事業管理者	7	3
地方独立行政法人	11	7
合計	73	847

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報と定め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 2 保有個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- 3 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 4 審査請求の件数
0件

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 実施職種
 - (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
なし
 - (2) 学科試験のうち、指導方法について実施する職種
全職種

2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全 職 種	指導方法

3 受験資格

- (1) 受験資格は、次のとおりとする。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項第1号から第10号まで又は第3項第1号若しくは第2号に規定する者
 - ウ 職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は職業能力開発促進法施行規則第45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38

- 号)に規定する者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあっては、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第1項に定める職業訓練指導員試	学科試験のうち指導方法

<p>験を受けることができるものに限る。)</p>		<p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類</p>
<p>免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>(2) 提出先 〒 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当</p> <p>(3) 受付期間 令和2年7月13日（月曜日）から令和2年7月31日（金曜日）まで（郵送の場合は7月31日付けの消印のあるものまで有効とする。）</p> <p>(4) 受験手数料 3,100円 （宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）により納付すること。）</p> <p>(5) 受験票 申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。</p>
<p>免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>8 合格通知 令和2年9月30日（水曜日）合格者に通知する。</p> <p>9 その他 (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会及び各事業組合等で交付する。 (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当に申し込むこと。 (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当（電話0985（26）7107）に問い合わせること。</p>
<p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	
<p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	
<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	
<p>省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	
<p>5 試験期日 令和2年8月31日（月曜日）</p> <p>6 試験場所 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3</p> <p>7 受験申請の手続 (1) 提出書類 ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）及び前記3に掲げる受験資格を証する書類</p>		<p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類</p> <p>(2) 提出先 〒 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当</p> <p>(3) 受付期間 令和2年7月13日（月曜日）から令和2年7月31日（金曜日）まで（郵送の場合は7月31日付けの消印のあるものまで有効とする。）</p> <p>(4) 受験手数料 3,100円 （宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）により納付すること。）</p> <p>(5) 受験票 申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。</p> <p>8 合格通知 令和2年9月30日（水曜日）合格者に通知する。</p> <p>9 その他 (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会及び各事業組合等で交付する。 (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当に申し込むこと。 (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当（電話0985（26）7107）に問い合わせること。</p> <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px; border: 1px solid black; margin: 10px 0;"> <p>企業局公告</p> </div> <p>入札公告 下記のとおり設計施工一括工事に係る一般競争入札を実施するので、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。）第109条の規定により公告する。 なお、本案件は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 令和2年6月29日 宮崎県企業局長 井手 義哉 記</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 工 事 名 綾第二発電所大規模改修工事 (2) 発 電 所 名 綾第二発電所 (3) 工 事 場 所 宮崎県東諸県郡綾町大字入野ほか1か所 (4) 工 期 契約締結日から受注者の提案日まで （ただし、令和8年3月25日を超えないものとする。） (5) 工 事 概 要 要求水準書のとおり (6) 予算の上限額 予算の上限額は、104億円（税込み）であり、その内訳は、改良費91億円（税込み）、撤去費13億円（税込み）である。 (7) 適 用 制 度 低入札価格調査制度（失格基準価格は設定しない。） (8) 本案件は、紙入札方式により行う。 (9) 本工事は、以下に関する技術提案書を受け付け、当該技術提</p>

<p>案を審査の上、入札参加者を決定し、設計と施工を一括して同一の請負者に発注する入札方式（以下「設計・施工一括発注方式」という。）の工事である。</p> <p>ア 水車発電機に求める提案</p> <p>(7) 基本設計で算定された年間供給電力量 114,000千kWh/年を超える提案</p> <p>(4) 設備の合理化や点検周期の延伸等によるライフサイクルコスト低減の提案</p> <p>イ 水圧鉄管に求める提案</p> <p>(7) 水圧鉄管上部工のための工事用道路に係る最適ルート及び工法の提案</p> <p>(4) 水圧鉄管取替に係るコスト削減のための提案</p> <p>ウ 工程計画に求める提案</p> <p>(7) 令和3年度中の確実なF I T認定（接続検討申込、F I T申請）の提案</p> <p>(4) 工期及び発電機停止期間短縮のための提案</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>次の(1)若しくは(2)のいずれかとする。</p> <p>(1) 特定建設工事共同企業体</p> <p>本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県企業局特定建設工事共同企業体取扱試行要領（令和元年11月29日定め）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たしていること。</p> <p>ア 共同企業体の資格要件</p> <p>(7) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、2であること。</p> <p>(4) 構成員の組合せは、イの各構成員の資格要件をそれぞれ満たすものであること。</p> <p>(9) 各構成員は、この競争入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(4) 共同企業体の結成方式は、自主結成であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最小限度は、構成員において決定する。</p> <p>(4) 共同企業体の代表構成員は、構成員において決定された者とする。</p> <p>(4) 構成員のいずれも経常建設共同企業体でないこと。</p> <p>イ 構成員の資格要件</p> <p>本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め。以下「入札参加資格要綱」という。）に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。</p> <p>(7) 構成員1の資格要件</p>	<p>解点検</p> <p>次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一級電気工事施工管理技士 一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格 <p>イ 監理技術者にあつては、電気工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。</p> <p>エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。</p>
<p>(1) 共同企業体の資格要件</p> <p>ア 共同企業体の資格要件</p> <p>(7) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、2であること。</p> <p>(4) 構成員の組合せは、イの各構成員の資格要件をそれぞれ満たすものであること。</p> <p>(9) 各構成員は、この競争入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(4) 共同企業体の結成方式は、自主結成であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最小限度は、構成員において決定する。</p> <p>(4) 共同企業体の代表構成員は、構成員において決定された者とする。</p> <p>(4) 構成員のいずれも経常建設共同企業体でないこと。</p> <p>イ 構成員の資格要件</p> <p>本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め。以下「入札参加資格要綱」という。）に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。</p> <p>(7) 構成員1の資格要件</p>	<p>設計業務受託等の関連に関する事項</p> <p>1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。</p> <p>受託者の商号又は名称 株式会社ニュージェック</p> <p>受託者の本店の所在地 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番20号</p> <p>2 ア又はイに該当する者でないこと。</p> <p>ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
<p>建設工事の種類</p> <p>電気工事</p>	<p>その他の事項</p> <p>公告共通事項書に示す事項</p>
<p>施工実績に関する事項</p> <p>平成17年度以降に元請として完成した次の事項の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、共同企業体の分担施工型においては、この限りでない。）があること。</p> <p>ア 最大出力が1,000kW以上の水力発電所^{*1}の新設工事、更新工事又は分</p>	<p>※1 「水力発電所」とは、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、水槽、水圧鉄管、放水路、建屋、変電設備を除く本体設備である。</p> <p>(4) 構成員2の資格要件</p>
<p>建設工事の種類</p> <p>土木一式工事</p>	<p>施工実績に関する事項</p> <p>平成17年度以降に元請として完成した次のア及びイの施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、共同企業体の分担施工型においては、この限りでない。）があること。</p> <p>ア コンクリート打設量 700㎡以上の工事</p> <p>イ 内空断面20㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事</p> <p>次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者で</p>

<p>配置技術者に 関する事項</p>	<p>あること。 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士 一級土木施工管理技士と同等以上の資格 イ 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。</p>		<p>一級土木施工管理技士と同等以上の資格 <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 イ 次の要件を満たす技術者を配置することができること。</p>
<p>設計業務受託等の 関連に関する事項</p>	<p>1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 株式会社ニュージェック 受託者の本店の所在地 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番20号 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>	<p>配置技術者に 関する事項</p>	<p>(7) 次の事項をすべて満たす技術者を、監理技術者として専任で配置することができること。 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士若しくは一級土木施工管理技士と同等以上の資格 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 上記「施工実績に関する事項」ウを満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 (4) 次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者として専任で配置することができること。 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士若しくは一級土木施工管理技士と同等以上の資格 上記「施工実績に関する事項」ア及びイを満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 </p>
<p>その他の事項</p>	<p>公告共通事項書に示す事項</p>		
<p>(2) 単体有資格業者 本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、入札参加資格要綱に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。</p>			
<p>建設工事の種類</p>	<p>土木一式工事</p>		
<p>施工実績に 関する事項</p>	<p>平成17年度以降に元請として完成した次のア、イ及びウの施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、共同企業体の分担施工型においては、この限りでない。）があること。 ア コンクリート打設量 700㎡以上の工事 イ 内空断面20㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事 ウ 最大出力が 1,000kW以上の水力発電所^{*1}の新設工事、更新工事又は分解点検</p>		
	<p>次のいずれかの要件を満たす技術者を、配置することができること。 ア 次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士若しくは </p>		
	<p>設計業務受託等の 関連に関する事項</p>		<p>1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 株式会社ニュージェック 受託者の本店の所在地 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番20号 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の 1</p>

	00分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者	
その他の事項	公告共通事項書に示す事項	
<p>※1 「水力発電所」とは、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、水槽、水圧鉄管、放水路、建屋、変電設備を除く本体設備である。</p> <p>3 入札等担当部署 担当部署：宮崎県企業局総務課（以下「局総務課」という。） 住 所：〒 880-0803 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 電話番号：0985-26-9755 F A X：0985-26-9754 Eメール：kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間 閲覧場所：宮崎県企業局総務課（宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号） 閲覧期間：令和 2 年 6 月 29 日から令和 2 年 10 月 23 日まで （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>5 入札日程等に関する事項</p>		
入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
守秘義務資料の閲覧	令和 2 年 6 月 29 日から 令和 2 年 10 月 23 日まで	守秘義務対象資料の提供申込時における提出書類による電子データ提供、局総務課で閲覧可 ^{*2}
現地確認参加申込書受付期間	令和 2 年 6 月 29 日から 令和 2 年 9 月 17 日午後 5 時必着	局総務課へ電子メール又は郵送若しくは持参すること。 E-mail:kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp
入札参加資格及び技術提案書等に関する質問の受付	令和 2 年 6 月 29 日から 令和 2 年 9 月 17 日午後 5 時まで	局総務課へ電子メールで送付すること。 E-mail:kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp
入札参加資格及び技術提案書等に関する回答の閲覧	令和 2 年 6 月 29 日から 令和 2 年 9 月 24 日まで	宮崎県公共事業情報サービス ^{*3} 、宮崎県企業局ホームページ ^{*4} に掲載。ただし、掲載することが困難な場合は局総務課における閲覧のみとする。
入札参加資格確認申請書及び技術提案書等の受付期間	令和 2 年 6 月 29 日から 令和 2 年 9 月 24 日午後 5 時必着	局総務課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
共同企業体認定申請受付期間	令和 2 年 6 月 29 日から 令和 2 年 9 月 24 日午後 5 時必着	局総務課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
入札参加資格確認結果及び技術提案書等の採否に係る通知	令和 2 年 9 月 30 日以降	局総務課より書面で通知する。
入札書作成に係る設計書及び調査基準価格算定式の通知	令和 2 年 10 月 1 日以降	局総務課より書面で通知する。
入札書受付期間	令和 2 年 10 月 16 日午前 9 時から 令和 2 年 10 月 22 日午後 5 時必着	局総務課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。入札書には工事費内訳書を必ず添付 ^{*5} すること。
開札日時	令和 2 年 10 月 23 日午前 10 時予定	宮崎県企業局 4 階会議室（予定）
低入札価格調査資料の提出期限	令和 2 年 10 月 29 日午後 5 時まで	局総務課に持参すること。

入札結果の公表 ^{*6}	令和2年11月12日から 令和4年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービス、宮崎県企業局ホームページに掲載。ただし、掲載することが困難な場合は局総務課における閲覧のみとする。																							
<p>※2 宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。</p> <p>※3 宮崎県公共事業情報サービスアドレス （http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/）</p> <p>※4 宮崎県企業局ホームページアドレス （http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/kigyosomu/hp/）</p> <p>※5 工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。</p> <p>※6 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているため、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。</p> <p>6 設計・施工一括発注方式に関する事項</p> <p>(1) 技術提案及び参考見積の提出範囲 入札参加説明書6により技術提案書及び参考見積書を提出すること。</p> <p>(2) 評価内容の担保 技術提案書に記載された内容については、契約図書に記載する。また、工事完了後において、要求水準書の最低要求要件に適合した履行がなされているか検査を行うものとする。なお、契約の相手方の責めにより要求水準書の最低要求要件に適合した履行がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。</p> <p>7 入札参加資格確認及び技術提案書等に関する事項</p> <p>(1) 入札参加資格確認申請書及び技術提案書等の提出 公告共通事項書6の入札参加資格確認申請書及び公告共通事項書7の技術提案書等を提出すること。</p> <p>(2) 審査結果の通知 前項の審査結果は、入札公告に記載している日以降に通知する。</p> <p>8 入札保証金 入札保証金については、会計規程第88条の規定による。</p> <p>9 入札の無効 会計規程第115条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。</p> <p>(1) 虚偽の申請を行った者のした入札</p> <p>(2) 綾第二発電所大規模改修工事に伴う設計・施工一括発注方式（価格競争型）実施要領、入札公告及び公告共通事項書並びに入札参加説明書の規定に違反した者のした入札</p> <p>(3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札</p> <p>10 低入札価格調査</p>	<p>本工事は、宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（令和元年11月29日定め。以下「低入要領」という。）による「調査基準価格」を設定する工事である。</p> <p>開札後、調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「調査対象者」という。）がいる場合は、低入札価格調査を実施するものとする。なお、調査対象者は、低入札価格調査に協力するものとする。また、この場合、低入要領第2条中「予定価格」とあるのは、「入札参加者毎に作成した予定価格」と読み替えるものとする。</p> <p>低入要領第6条の低入札価格調査書類（以下「調査書類」という。）の提出にあたっては、同条第2項に定める全ての調査書類の提出を求めるものとする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 入札参加者毎に算出した予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) 調査基準価格を下回る価格の入札者であるときは低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。</p> <p>(3) 調査基準価格を上回る価格で落札となるべき同値の入札をした者が2人以上いる場合にあっては、当該価格で入札した者によるくじで落札者を決定するものとする。</p> <p>(4) 調査基準価格を下回る価格で落札となるべき同値の入札をした者が2人以上いる場合にあっては、当該価格で入札した者によるくじで落札候補者を決定し、低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。</p> <p>(5) 工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず当該落札決定を保留した者の次に入札参加者毎に算出した予定価格の範囲内で、最低価格で入札したものを落札者として決定する。この場合、調査基準価格を下回る価格の入札者であるときは、低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。</p> <p>12 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他の事項</p> <p>(1) 公告共通事項書に示すとおりとする。</p> <p>なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、公告共通事項書を参照のこと。）</p> <p>(2) 継続費に係る契約の特則については、次のとおりとする。</p> <p>この工事は、継続費に係る契約であり、各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合（前払い金及び中間前払い金含む）は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、変更することがある。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払限度額</td> <td>2%程度</td> <td>6%程度</td> <td>8%程度</td> <td>25%程度</td> <td>33%程度</td> <td>26%程度</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>出来高予定額</td> <td>2%程度</td> <td>7%程度</td> <td>9%程度</td> <td>28%程度</td> <td>37%程度</td> <td>17%程度</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	会計年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	支払限度額	2%程度	6%程度	8%程度	25%程度	33%程度	26%程度	100%	出来高予定額	2%程度	7%程度	9%程度	28%程度	37%程度	17%程度	100%	
会計年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計																		
支払限度額	2%程度	6%程度	8%程度	25%程度	33%程度	26%程度	100%																		
出来高予定額	2%程度	7%程度	9%程度	28%程度	37%程度	17%程度	100%																		
(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情	検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場																								

合、調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature of services required in contract: Design and Construction of Aya Daini Hydroelectric Power Station
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents: 5:00 p.m., 24 September, 2020
- (3) Deadline for submission of proposals and application forms at the same time: 5:00 p.m., 24 September, 2020

(4) Deadline for tenders: 5:00 p.m., 22 October, 2020

(5) Contact: General Affairs Division, Public Enterprise Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 2 - 2 Asahi, Miyazaki City 880-0803, Japan Tel: 0985-26-9755/ Fax: 0985-26-9754/ E-mail: kigyosomu@pref.miyazaki.lg.jp

(6) All forms and paperwork for bid requests and contracts are to be written in Japanese with Japanese yen as the currency

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 29 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第17号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(試験等の委任)					(試験等の委任)				
第43条 人事委員会は、第6条第1項第7号から第10号までに掲げる試験の事務のうち、次に掲げる事務の実施を宮崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任する。					第43条 人事委員会は、第6条第1項第7号から第10号までに掲げる試験の事務のうち、次に掲げる事務の実施を宮崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任する。				
(1)～(3) [略]					(1)～(3) [略]				
2 [略]					2 [略]				
別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第6条 第1項 各号に 掲げる 採用試験	区分試験	区分試験 の対象と なる職	試験種目	出題分野	第6条 第1項 各号に 掲げる 採用試験	区分試験	区分試験 の対象と なる職	試験種目	出題分野
[略]					[略]				
職員採用試験 (高等 学校卒業 程度)	[略]		教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査	専門試験	[略]		[略]	森林経営 、森林科学、測量 、林産加工等	[略]
	林業	[略]			[略]	[略]			
	[略]								
[略]					[略]				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。